

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

勝負を急ぐと心に余裕がなくなり焦りが生まれ目先のことに終始してしまいます。ストライクを取りにいかず、あえてボールを投げることも必要です。目的を決めたら小利にまどわされず大局を見て速度も調整しなければなりません。目的を忘れ速度を競っても意味のないことです。最近、事を急ぐ出来事が多い気がします。信頼関係を築くための努力を地道に続けていけば仕事の成果は自然に出ているものです。「急ぐということには必ず過ちが含まれている」とは哲学者西田幾太郎の言葉です。

私の書棚より

○ビジネスで成功するためには圧倒的努力と他者への想像力がワンセットで必要だ。異なる他者への想像力を発揮して、初めてビジネスの成功はある。

○勝利の記憶は、必ず人を敗因に導く。「負けるが勝ち」と達観し、自ら負けを作り、受け入れることができなければ、長く第一線に立ち続けることは難しい。

「たった一人の熱狂」
見城徹著 双葉社

税務アンテナ

□中古資産の耐用年数は、法定耐用年数の全部を経過していれば、その法定耐用年数の20%に相当する年数となり、法定耐用年数の一部を経過していれば、その法定耐用年数から経過年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数となります。

ただし、中古資産の耐用年数の算定は、事業の用に供した事業年度で行わなければならないので、その後の事業年度で訂正することはできません。また、中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の金額が新品の取得価額の50%を超えている場合には法定耐用年数を適用します。

□相続税申告における土地については相続人ごとに評価します。

路線価で評価する土地が表道路と裏道路の二つの道路に面している場合には、単独又は共有で相続すると表道路の路線価を基準に評価しますが、当該土地を中央付近で分筆して二人の相続人がそれぞれ相続する場合には、表道路の路線価と裏道路の路線価でそれぞれ評価します。当該土地の評価額は下がります。

また、広大地の評価減が適用できる土地を分筆して相続して面積基準未満になった場合には、広大地の評価減が適用できなくなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6月の税務スケジュール

10日	○5月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の予定納税額の通知
30日	○4月決算法人の確定申告 ○10月決算法人の中間申告(予定申告) ○7月、10月、27年1月決算法人の消費税中間申告

30日	○6月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------